

USTR が 2008 年スペシャル 301 条報告書を公表
～中国の主要な省・都市別の具体的な知的財産保護の問題点を報告～

2008 年 4 月 27 日
JETRO NY 澤井、横田

USTR は 25 日、「2008 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した¹。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条²に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書 (NTE レポート)³の公表から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

本レポート公表に際し、シュワブ USTR 代表⁴は、「海賊・模倣行為は、アイデアを盗むだけでなく、職を奪い、多くは我々の健康や安全を脅かす。現政権は、米国のアーティスト、発明家、起業家から利益を奪う知的財産侵害行為との戦いにさらに力を注ぐ」と明言。例年同様、中国・ロシアへの監視と働きかけを強調するとともに、「現政権は、米国のイノベーション保護を精力的に続ける。地球規模での知的財産保護の向上に、米国のリーダーシップは重要」としている。

(レポートの概要)

冒頭サマリーにおいては、昨年同様、中国・ロシアを始めとした多くの国で知的財産保護の改善が図られたとしつつも、同問題への取り組みは依然現政権の優先課題であるとしている。また、07 年 10 月に模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称、ACTA)⁵の協議開始を公表したことを踏まえ、新たに同条約への取り組みに言及。本取り組みは、各国に IPR エンフォースメント強化の重要性を認識させるものであり、模倣品・海賊版問題の解決に向けたエンフォースメントの国際基準の向上に向けた主導的な取り組みに繋がると期待している。

本年のレポートにおいては、同サマリー部に「消費者の安全(Consumer Safety)」を新たに項立てし、医薬品や医療装置の模倣品、低水準な自動車部品、化学品や飲食品等

¹ 2008 年スペシャル 301 条報告書:
http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2008/2008_Special_301_Report/asset_upload_file553_14869.pdf

USTR プレスリリース:

http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2008/April/USTR_Issues_2008_Special_301_Report.html

² http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/uscode19_usc_sec_19_00002242----000-.html

³ 080331【米国 IP 情報】USTR が 2008 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表 参照

⁴ 脚注 1 USTR プレスリリース参照

⁵ 071023【米国 IP 情報】模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)に関する USTR 報道参照

が、消費者の健康や安全を脅かすとして、特に米国居住者への影響に警鐘を鳴らしている。

国別では、引き続き中国・ロシアを特出し、「優先監視国」に指定。特に中国については、主要な省・都市別(6地域)に具体的な問題点が列挙されていることが特筆される。今般大幅に追加されたものだが、同国の知的財産保護の改善には、中央政府だけでなく、地方政府にも働きかけが必要との米国の現状分析が読み取れる。

本レポートによると、中国・ロシアを含め9カ国を「優先監視国」に指定、「監視国」指定が36カ国・地域、「306条監視国」⁶指定が1カ国と、全46カ国・地域が指定され、昨年に比べ3カ国の増加となった(中国の「306条監視国」指定も継続)。なお、本年も「優先国」に指定された国は無かった⁷。(各指定国については後掲)

知的財産保護の改善が図られた結果、リストの掲載から外れた国として、ベリーズ、リトアニアの2カ国、警戒レベルが一段下がった国として、エジプト、レバノン、トルコ、ウクライナの4カ国が挙げられている。なお、パキスタンについては、医薬品認可のために提出する非公開データの不正使用対策や、特許医薬品の無許諾のコピー品に対する特許庁と関係省庁との連携が不十分として、警戒レベルが1段階強化されている。他方、アルジェリア、チェコ、ギリシア、ノルウェー、スペインの5カ国が、新たに「監視国」に指定された。

(中国)

昨年同様、知的財産権保護の義務を果たすために多くの関係者の尽力と同国における保護の改善を歓迎しつつも、未だIPR侵害問題の大幅な改善は達成されていないと指摘。特に、海賊版行為(著作権侵害)や商標権侵害に強い懸念を示している。

また、07年4月に米国が提訴し、同12月にパネルが設置されたWTO紛争解決プロセスの一連の動きに言及し、同プロセスを通じ、同国における知的財産保護・エンフォースメントの課題の解決を求めている。

上述の通り、今般のレポートでは、「省・地方問題(Provincial and Local Issues)」と題する大幅な加筆が行われている。ここでは、米国は中国の地方政府が設置する知的財産保護の特別なグループへ働きかけを行うとする一方、北京・福建省・広東省・江蘇省・上海・浙江省の6地域について、地域ごとに問題のある場所(Hot Spot)や模倣品・海賊版市場、執行面の不備な点等の問題点をそれぞれ報告している。

(ロシア)

米国著作権業界が同国における海賊行為によって被る損失が14億ドル(約1500億円)にもおよぶとの同業界の試算を引用しつつ、刑事訴訟等のエンフォースメントの実効

⁶ 1974年通商法306条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務がUSTRによって監視される国。http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002416----000-.html

⁷ 2005年のウクライナ以降「優先国」に指定された国はない。同国は06年に「優先監視国」へ警戒レベルが引き下げられ、本年はさらに「監視国」に引き下げられている。

性に係る懸念を指摘。また、ロシアの WTO 加盟承認に向けた 06 年 11 月の知的財産に関する米ロの二国間合意⁸の履行については、進展は見られるものの完全な履行には更なる努力が必要として、引き続き働きかけを行うとしている。

スペシャル 301 条レポート掲載国(地域)一覧

○ 優先監視国(Priority Watch List)

中国、ロシア、アルゼンチン、チリ、インド、イスラエル、パキスタン、タイ、ベネズエラ(以上 9 カ国)

○ 監視国(Watch List)

アルジェリア、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チェコ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシア、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、サウジアラビア、スペイン、台湾、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム(以上 36 カ国・地域)

○ 306 条監視国(Section 306)

中国、パラグアイ

本レポートを受け、ニューヨークタイムズ紙、ワシントンポスト紙、ウォールストリートジャーナル紙など、米主要紙が相次いで、中国、ロシアによる模倣品海賊版問題を取り上げるなど、米国内において、高い関心を集めている。

(了)

⁸ [061120【米国 IP 情報】WTO 加盟に関する米ロ二国間合意](#) 参照